

岩手県告示第 381 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 5 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 宮古市及び北上市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 20 年 4 月 21 日から平成 21 年 2 月 28 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡葛巻町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡川井村、九戸郡軽米町及び九戸郡洋野町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 20 年 4 月 21 日から平成 21 年 2 月 28 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 花巻市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 20 年 4 月 21 日から平成 21 年 2 月 28 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（電子基準点付属金属標取付観測作業）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 奥州市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 20 年 4 月 21 日から平成 21 年 2 月 28 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（地磁気常時連続観測）